

地域福祉権利擁護事業の機能強化および運営基盤の強化に関する調査研究報告書の概要

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部
 (地域福祉権利擁護事業の機能強化および運営基盤の強化に関する調査研究委員会)

本調査研究の概要

1. 趣旨

地域福祉権利擁護事業は、事業開始以来、相談件数や契約件数が年々増加し、地域で高齢者や障害者の生活を支える事業として定着してきている。一方、地域によっては相談件数や契約件数などに格差が見られることから、その要因の分析と解消策について検討を行い、今後の地域福祉権利擁護事業の機能、運営の強化方策について検討を行った。

2. アンケート調査結果

(1) 実施主体向けアンケート調査概要

調査先 都道府県・指定都市社協 61カ所 / 回収率 100%

調査項目 地域福祉権利擁護事業の実施体制、財源 利用促進のために取り組んでいること
 基幹的社協(事業拠点)間の契約件数の格差について

< 結果概要 >

実施体制

都道府県社協：基幹的社協 72.3%、基幹的社協と直営方式 12.8%

指定都市社協：直営方式 71.4%、基幹的社協 28.6%

利用促進のために取り組んでいること

- ・ 「生活支援員への研修機会の確保」
- ・ 「専門員同士の情報交換・交流の機会の設定」
- ・ 「対応困難ケースへの協力」
- ・ 「専門員の複数配置を県や市へ働きかけている」
- ・ 「関係機関への本事業の広報・PR」
- ・ 「補助金の増額を市に働きかけている」
- ・ 「専門員のスキルアップを図るための研修機会を確保」

契約件数の格差を生じさせている理由(上位5項目)

	都道府県社協 (N=47)	指定都市社協 (N=14)
第1位	関係機関との日ごろのネットワークが作られているかどうかの影響している(74.5%)	本事業を必要とする対象者そのものに地域格差がある(42.9%)、
第2位	金銭や財産の問題に第三者に関与させることに対する抵抗感など、住民意識に地域格差がある(57.4%)	関係機関との日ごろのネットワークが作られているかどうかの影響している(35.7%)
第3位	基幹的社協と市町村社協との連携がうまくいっているかどうかの影響している(53.2%)	関係機関に積極的にPRしているかどうかの影響している(21.4%)
第4位	本事業を必要とする対象者そのものに地域格差がある(53.2%)	
第5位	関係機関に積極的にPRしているかどうかの影響している(57.4%)	

基幹的社協への支援強化方策

	都道府県社協 (N=47)	指定都市社協 (N=14)
第1位	対応困難なケースがある場合に、実施主体が協力して支援する体制をとる(72.3%)	補助金の増額を市に働きかける(71.4%)
第2位	専門員の複数配置を県に働きかける(70.2%)	専門員のスキルアップを図るための研修機会を確保する

第3位	専門員のスキルアップを図るための研修機会を確保する（66.0％）	生活支援員の確保を支援する 専門員の複数配置を市に働きかける （各々57.1％）
第4位	専門員同士の情報交換・交流の機会を設定する（63.8％）	
第5位	関係機関に対して本事業の広報・PRを定期的に行う（57.4％）	
第6位	補助金の増額を県に働きかける（55.3％）	

(2) 基幹的社協向けアンケート調査

調査先 基幹的社協等 560カ所

回収数 400（回収率71.4％）

調査項目 基幹的社協の圏域の属性 実績 基幹的社協内での位置づけや実施体制 利用者への支援の状況 本事業の実績に対する考え（自己評価） 課題

<調査結果>

相談件数の平均（平成17年4月～10年末）は、基幹的社協（N=324）が349.1件、直営機関（N=41）が295.8件

契約件数別の基幹的社協数

グループ名	人口10万人あたりの契約件数 （平成16年度～平成17年度10月末）	該当基幹的社協数 （％）
上位グループ	20.0件以上	75（22.8％）
中位グループ	10.0件以上20.0件未満	76（23.1％）
下位グループ	5.0件以上10.0件未満	82（24.9％）
下位グループ	5.0件未満	82（24.9％）
全体平均	平均16.0件	329（100％）

* 契約件数が未記入の基幹的社協14社協（4.3％）

上位グループの特徴は、人口が8万未満、圏域の市町村数が1カ所、高齢者数、知的障害者、精神障害者数等の本事業利用対象者の割合が高い。

相談件数、契約件数とも基幹的社協等がある市区町村の割合が高い。

利用促進の課題

	基幹的社協（N=329）	直営期間（N=41）
第1位	成年後見制度を円滑に利用できるようにし、判断能力が著しく低下した利用者を本事業で抱え込まないようにしていく（73.6％）	成年後見制度を円滑に利用できるようにし、判断能力が著しく低下した利用者を本事業で抱え込まないようにしていく（68.3％） 圏域内の関係機関との連携で本事業の利用者を支援していく体制を強化し、本事業に負担が集中しないようにしていくこと（68.3％）
第2位	医師や弁護士等の専門家によるバックアップ体制を確保し、困難ケースに対応できるように整備すること（63.2％）	
第3位	専門員の力量を向上させること（63.2％）	本事業に関する住民理解を促進すること（56.1％）
第4位	圏域内の関係機関との連携で本事業の利用者を支援していく体制を強化し、本事業に負担が集中しないようにしていくこと（62.6％）	医師や弁護士等の専門家によるバックアップ体制を確保し、困難ケースに対応できるように整備すること（53.7％）
第5位	本事業に関する住民理解を促進すること（62.3％）	専門員の力量を向上させること（51.2％）

3. ヒアリング調査結果

調査先 全国7カ所の基幹的社協

ヒアリングからみえた利用促進のためのポイント

(1)実施体制面の特徴

基幹的社協内での位置づけ、所管する部所が明確

部所内には、専門員のほかに、課長や係長、その他の職員も配置、専門員をバックアップする体制
複数配置、1人体制では常勤専任の専門員を確保

(2)他機関との連携

圏域の地元社協との協力関係を構築（初期相談の担当や生活支援員の日常支援の同行など）

法律の専門家との連携を重要視

対応困難事例への対応、金融機関への対応連携、専門員同士の交流への支援を実施主体に期待

(3) 契約件数が伸びた要因

専門員の複数配置、関係機関に本事業が理解され連携をとれるようになった

事務面でサポートする人の配置、住民に直接本事業を説明する機会をもった

(4)本事業の課題

利用者の増加により、恒常的な待機者と既存の契約者へのきめ細かな対応が困難な状況の改善

生活保護受給者の利用が増加、専門員の負担の増加と財政面が圧迫、対応のルール化を図る

病院や施設等からの過度な期待もあり、関係機関の役割分担の明確化

成年後見制度の利用促進で、本事業で抱え込まないようにする

対応困難ケース（権利侵害事例、債務整理が必要な事例等）が増加、専門家との役割分担

・ 地域福祉権利擁護事業の機能、運営の強化方策と展望

1．本事業の利用促進のための目標設定と行動計画の策定

（1）潜在的ニーズへの対応の重要性の再確認

（2）本事業の目標管理と業務改善のためのマネジメント手法の導入

（3）業務改善への取り組みの強化

2．潜在的ニーズへの対応

（1）関係機関へのPR活動と関係機関との日常的なネットワーク活動

（2）社協活動との連携によるニーズ把握

（3）地域住民へのPR活動

3．基幹的社協内での実施体制の整備

（1）社協活動のなかに本事業を明確に位置づけ、社協全体で取り組む事業であると

（2）基幹的社協内で専門員が孤立せずに、専門員を中心としたチームを組んで本事業に
取り組んでいく（課内でのバックアップ体制づくり、専門員の複数配置）

（3）専門員が最も重要な業務である相談援助活動に専念できる体制をつくる（生活支援
員の力量の向上、事務面でのサポート）

4．関係機関との連携と協働の工夫

（1）成年後見制度の円滑な利用の促進

（2）ネットワークの形成と利用者支援（福祉事務所、病院、施設との役割分担、支援内容の明確
化、金融機関の理解を得て、窓口対応等の改善を図る）

（3）圏域の市区町村社協との連携強化

5．実施主体のバックアップ体制

（1）実施主体のバックアップ体制の強化

（2）実施主体としての体制整備（職員の常勤・専任化）

（3）行政への働きかけ

6．地域福祉権利擁護事業と社協活動

（1）本事業の利用者への支援は地域住民への支援でもある

（2）地域での日常的な見守り支援の必要性

（3）総合的な相談窓口と生活支援の仕組みづくり

（4）住民の身近な地域での実施

（5）福祉後見サポートセンター構想